**平成２３年（フ）第１２０４号**
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区８棟303号
債務者　相場アグネスこと　アイバ　アグネス　ディナ　ザイデ
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２３０号**
埼玉県北本市石戸４丁目87番地　いずみコーポ102
債務者　馬場　真紀（旧姓野田頭・愛知）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２３３号**
埼玉県川口市大字安行領根岸160番地の11　パールコート205号
債務者　池田　秀作
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２４９号**
埼玉県戸田市喜沢２丁目７番地の12　第二寿荘202号室
債務者　酒井　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２７１号**
埼玉県川口市大字榛松240番地　西澤興業社宅
債務者　堤　　和貴
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２８８号**
埼玉県加須市騎西897番地149
債務者　川越　由樹
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３２１号**
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５－５－101
債務者　吉澤千賀子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３５１号**
埼玉県久喜市栗橋303番地１　ケアハウス栗橋翔裕園207、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１番地６　シーアイマンション杉戸高野台507Ｂ
債務者　新保　義信
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６９９号**
大阪府東大阪市菱屋西１丁目３番18号　カサ・リヴィーラ101号
債務者　尾身　　守
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４４４４号**
大阪府大東市野崎２丁目２番16号
債務者　武藤美喜夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５５５号**
大阪市都島区東野田町４丁目16番11号
債務者　今井　和美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５６６号**
大阪府門真市大字桑才205番地
債務者　諏訪　勇次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５７９号**
大阪府東大阪市荒川１丁目６番16号　コンフォートハイツ202号
債務者　貝本　正美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４５８４号**
大阪府東大阪市加納１丁目１番８－708号、前住所奈良県橿原市石原田町217番地の１　ＭＦマンション３－Ａ
債務者　大形　一浩
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６９３号**
大阪市城東区成育４丁目26番36号　ジュネス関目Ⅰ－202
債務者　松田　正明
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４７２４号**
大阪府吹田市高野台２丁目３番Ｂ38－406号
債務者　石立　真也
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４７４２号**
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目６番18号
債務者　厚地　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで大阪地方裁判所第６民事部